認知症対応型共同生活介護事業
介護予防認知症対応型生活介護事業
玄海町ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ玄海園　重要事項説明書

社会福祉法人　天寿会

玄海町グループホーム玄海園重要事項説明書

あなたに共同生活介護サービスを提供するに先立ち、以下の通り重要事項説明をいたします。

1.　事業者

名　　称	天　寿　会			
所　在　地	〒846-0002　佐賀県多久市北多久町大字小侍 640 番地 1			
法人種別	社　会　福　祉　法　人			
代　表　者	理事長　　諸　限　中			
連　絡　先	電　話	０９５２－７４－３１００	Ｆ　Ａ　Ｘ	０９５２－７４－３１３７

2.　事業の目的と運営方針

事業目的	要支援２、または要介護の人で認知症の状態にある方に、共同生活をおくってもらうことで認知症の進行緩和を図ります。
運営方針	①　生活の中で役割を持ってもらい、そのことで達成感や満足感を得られるよう介護サービスを提供します。 ②　家庭的な生活環境で日常生活が送れるよう配慮します。

3.　事業所

名　　称	玄海町グループホーム玄海園			
指　定　番　号	第　4191400029			
所　　在　　地	〒847-1432　　佐賀県東松浦郡玄海町大字平尾３８０番地１			
管理者	氏名	黒　木　和　美		
	保有資格	介護支援専門員	兼務	有
連絡先	電話	0955－80－0638	FAX	0955－80-0639
建物				
	構造	RC 造２階建、耐火構造		
	延床面積	３９１．５５㎡		
	居室数	９　　室		
	入居定員	９　　人		
利用居室	（　　）号室　　トイレ・洗面所・ベッド・ローチェスト付き			
共用施設	食堂・居間・和室・風呂			

4.　職員体制

職種	人数	保有資格
管理者	１名（兼務）	介護支援専門員
計画作成 担当者	１名	介護支援専門員
介護従事者	＿＿名	介護福祉士 ２級ヘルパーなど

5.　職員の勤務体制

区分	勤務時間	人数	休暇
早出 日勤 遅出	７時　　～１６時 ９時　　～１８時 １０時　　～１９時	１名 1～3名 １名	４週８休
夜勤	１８時３０分～　７時３０分	１名	

※状況により、変更することがあります。

6.　サービス内容

（1）　介護保険給付サービス

別の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から、介護給付費額を除いた金額を（自己負担額）をお支払い頂きます。

	内　　容	利　用　料
食事	・栄養士が利用者の身体状況、嗜好、栄養のバランスに配慮して作成した献立表に基づいて提供します。 ・食材料費は給付費対象外です。 ・食事は離床して食堂でとっていただくよう配慮します。 ・食事時間　朝食　8時　昼食　12時　夕食　18時	法定代理受領の場合は居宅介護（支援）サービス基準の保険者が決定した負担割合額、法定代理受領でない場合は、居宅介護（支援）サービス基準相当額です。
排泄	・利用者の状況に応じ、適切な排泄介助と、排泄の自立支援を行います。	
入浴	・週2回以上入浴または清拭を行います。	
日常生活上の世話	・寝たきりの防止のため離床に配慮します。 ・寝具消毒　・シーツ交換　・洗濯 ・健康管理　・居室内清掃　・着替え	
機能訓練	・介護従事者による離床援助、屋外散歩代行、家事共同、趣味活動等により生活機能の維持・改善に努めます。	
レクリエーション	・レクリエーションの支援をします。	
医師往診等	・医師の往診の手配とその他療養上の世話をします。	
医療機関との連携について	・協力医療機関より医師・看護師が定期的に、また必要に応じて訪問し、日常的に健康管理を行います。利用者の状態悪化時は、医療機関（主治医）との連絡・調整を行います。	
相談及び援助	・利用者とそのご家族からの相談に誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行います。	
その他	・利用者が重度化した場合は、「グループホームにおける重度化（看取りを含む）対応指針」に基づき、本人及びご家族の意思の確認を行い、対応の同意を得ながら支援します。 ・提供するサービスの第三者評価(外部評価)の状況について 実施した直近の年月日　＿＿＿＿年　＿＿月　＿＿日 実施した評価機関名　＿＿社会福祉協議会＿＿ 評価結果の開示場所　＿グループホーム玄海園　玄関＿	

（２） 介護保険給費外費用

種　　類	内　　容
食材代	朝食 300 円　　昼食 350 円　　夕食 350 円
オムツ代	オムツは１枚当たり 100 円～　尿取りパッド１枚当たり 30 円～
理美容代	１回 1,500 円
日用品費	歯ブラシ、歯磨き粉、ティッシュ、シャンプー、リンス・ ボディーソープ等
居室の利用	居室の利用も保険の給付対象外です。 利用料（光熱費込）　１ヶ月　３０，０００円 外出や入院などで居室を空けられる場合でも、居室利用料は全額お支払い頂きます。

7.　入居に当たっての留意事項

面会	来訪者は、面会の都度職員に申し出てください。また面会時間は（10 時～20 時）を厳守してください。宿泊される時は必ず許可を得てください。
外出	門限（20 時）は守ってください。 外出・外泊前に必ず行き先と帰着予定日を届け出てください。 協力病院以外への通院、入退院時の送迎については、家族様の協力をお願いします。
住居･居室の利用 迷惑行為	・この共同生活住居設備、備品等は本来の用法に従って大切にご利用ください。これに反した利用により破損等が生じた場合は、賠償していただくことがあります。 ・騒音の発生、放歌高吟等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ねがいます。 ・承諾なしに他の利用者の居室に入ることはご遠慮ください。 ・施設内で見聞きした他人の情報を文字に書き起こし SNS に投稿する、音声通話により関係のない人に伝える、無断で録音・録画する、録音・録画した職員や他の利用者の情報をデータ通信機器から SNS に投稿･録画配・関係のない人が閲覧できるようにするなど、上記を含めそれ以外の個人情報を漏洩させる行為や、その行為により施設や関係職員が被害を被るような行為は禁止しております。 ・当グループホームの職員や他の利用者に対し、ご利用者・ご家族等関係者による身体的暴力、精神的暴力、セクシュアルハラスメント等はご遠慮願います。
所持品・現金等	職員にご相談ください。

8.　協力医療機関

名　　称	田渕医院
所　在　　地	佐賀県東松浦郡玄海町諸浦６－１
電　話　番　号	０９５５－５２－２３１１
診　療　　科	内科・外科・循環器科・整形外科・胃腸科
入　院　設　備	有

９．協力歯科医療機関

名　　称	下平歯科玄海診療所
所　在　　地	佐賀県東松浦郡玄海町大字平尾８８４番地１
電　話　番　号	０９５５－５２－２２２５
診　療　　科	歯科
入　院　設　備	無

9.　非常災害時の対策・事故発生時の対応

消防計画	消防計画は別に定めます。 防火管理者
原子力災害	玄海園グループの「原子力災害避難マニュアル」に沿って対応します。
避難訓練	年２回、火災、地震などを想定した訓練を行います。 年１回、原子力災害を想定した避難訓練を行います。
防災設備	自動火災報知機 スプリンクラー 誘導灯
事故発生時の対応について	事故発生時は、主治医や医療機関関係者と連携を図り対応します。 ご家族へも報告をいたします。 発生時は「事故発生時・緊急マニュアル」に沿って対応します。

10.　苦情申立

当事務所 相談室	当グループホームにおける苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。 苦情受付窓口（担当者）　　稲毛　勇弥 苦情解決責任者（担当者）　黒木　和美 受付時間　毎週月曜日～金曜日　　9：00～17：00 電話番号　　電話　　０９５５－５２－３９３３ ＦＡＸ　０９５５－５２－３９３４ 投書　　苦情受付箱をグループホーム玄関に設置しています。 第三者委員　　評議員　　佐田　拡光 田中　鈴子

解決までの流れ	1. 苦情受付担当者は苦情内容の詳細を確認する 2. 苦情受付担当者は対応経過を記録する。 3. 苦情受付担当者は受け付けた苦情を苦情解決責任者に報告する。 4. 苦情解決責任者は、苦情内容及び調査結果に基づいて解決案を作成し、申出人と話し合い解決に努める。 5. 合意した解決案を迅速かつ確実に実施する。 6. 苦情受付担当者は、苦情申し立てから解決までの経過と結果をまとめ、苦情解決責任者へ報告する。 7. 苦情解決責任者は、申出人へ通知する。また、改善の約束をした場合はその結果も含めて通知する。 8. 解決が不調な場合は、必要に応じて第三者委員へ相談するか、自治体の定める委員会や国民健康保険団体連合会などの機関を紹介し苦情解決にあたる。

11. その他苦情受付

玄海町役場福祉・介護課	所在地　：東松浦玄海町諸浦３４８ 電話番号：０９５５－５２－２２２０ FAX 番号：０９５５－５２－２８１３ 時間　　：８時３０分～１７時１５分 土・日・祝日を除く
佐賀県国民健康保険団体連合会	所在地　：佐賀市呉服元町７番２８号 電話番号：０９５２－２６－１４７７ FAX 番号：０９５５－２６－６１２３ 時間　　：８時３０分～１７時１５分 土・日・祝日を除く

私は、書面に基づいて乙の職員（職名　　氏名　　）　から
上記の重要事項の説明を受けたことを同意しました。

令和　　年　　月　　日

契　約　者　　住所

氏名

代　筆　の　場　合　住所

氏名　　印

続柄

代筆の理由（　　）

契約者のご家族等　　住所

氏名　　印

続柄

◎ 附則　　この重要事項説明書は平成２９年　７月　１日より施行する。
◎ 附則　　この重要事項説明書は令和　３年　２月　１日より施行する。
◎ 附則　　この重要事項説明書は令和　４年　１月　１日より施行する。
◎ 附則　　この重要事項説明書は令和　５年　１１月　１日より施行する。
◎ 附則　　この重要事項説明書は令和　６年　６月　１日より施行する。
◎ 附則　　この重要事項説明書は令和　７年　１月　１日より施行する。